

御浜町公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御浜町（以下「町」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか町公式ホームページに掲載する広告として町長が適当でないと認めるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地50ピクセル
- (2) 左右100ピクセル
- (3) 4キロバイト以内
- (4) GIF形式（アニメーション不可）

2 広告の掲載位置は、広報を担当する課の課長が決定する。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額2,000円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、6ヶ月単位とする。

2 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

（掲載申込）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、御浜町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。第8条において「申込書」という。）に広告案を添えて町長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込める広告は、原則1枠限りとする。

（掲載の募集）

第7条 広告掲載の募集は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

（掲載決定等）

第8条 町長は、第6条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載可否の決定は、申込者が多数の場合は、先着順とする。

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

（掲載料金の納入）

第9条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、14日以内に町の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は、町が指定する方法により申込者の負担で作成し、町が指定する期日までにメールまたはCD等により提出するものとする。

（申込者の責任）

第11条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告に伴う事故に関する責任は、申込者が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第12条 広告掲載料金は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度の広告の掲載期間は、3ヶ月とする。